

都労委闘争NEWS

第7号

06年12月5日

発行：東京清掃労働組合 都労委闘争勝利対策委員会 編集：企画部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F

TEL：03-3237-9995 FAX：03-3237-4541

<http://www.tokyoseisou.or.jp>

E-mail：honbu@tokyoseisou.or.jp

平成18年度年末年始作業計画

『申し入れ』を了解できる各区当局に「平成18年度年末年始作業の提案」に対し、回答



12月4日（月）17時～ 於：区政会館 202・203会議室

年末年始作業への支障を考慮し、一定の判断

わが組合の重要課題である『都労委闘争』は、11月22日の都労委調査において、区長会側から「『協議・調整の場』で具体的課題を協議する」ということが表明されて以降、協議の進展に向けて様々な努力を重ねてきました。

残念ながら協議の窓口とされた清掃部長会の消極的な姿勢から、いまだに統一交渉に係わる具体的な協議にも入れない事態になっています。

間近に迫った年末年始作業も統一交渉の適用期限内の3月28日に区長会から提案を受けた「平成18年度年

末年始作業日等について（提案）」に対する回答を返せない状態が続いていました。各区段階での具体的な協議にも入れない現状のままでは、区民の生活環境に支障を与えることになりかねません。

わが組合は、こういう事態になることを避けるために、極めて異例な形にはなりますが、清掃部長会に対して、安全作業の最優先などを始めとする『申し入れ書』を手渡し、申し入れの内容を了解できる区については、12月4日、区政会館に集っていただき、「平成18年度年末年始作業日等について（提案）」に対する回答を各区当局・一組に対して返すことを第9回中央

委員会（12月4日）で確認しました。

12月4日、区政会館で回答交渉の場を設定

中央委員会での確認後、中央委員会は一旦休会とし、清掃会館SKホールに中央委員が待機をする中、区政会館20Fで17時からの回答交渉に小委員会交渉メンバーで臨みました。各区当局からは、日程調整等がつかなかった10区を除く13区と一組が回答交渉の席に出席しました。

冒頭、西川委員長から「お忙しい中、お集まりいただき感謝を申し上げます。こういう場を設定しなければならなかったのは、わが組合としても本意ではない。しかし、年末年始作業に支障をきたすようなことは何としても避けたいという思いから、設定させていただいたことをご理解いただきたい。区長会から示された都労委からの『要望書』に対する対応にある「互譲の精神」を踏まえて、現実的な対応を取らせていただいたつもりである。都労委で係争中の案件もなかなか協議が進まない状態だが、何としても正常な労使関係を基に一日も早い解決を図りたいと思っている。」と挨拶をしました。

その後、大島書記長から、この日の回答交渉の設定について説明がされました。「3月28日に統一交渉の場で受けた『平成18年度年末年始作業日等について（提案）』であるが、統一交渉の場が確立されていない現状のままでは、提案に対する回答が返せず、年末年始作業に支障をきたすことになりかねないことから、回答は各区に返すこととした。」「本来なら一区ずつ、回答を返しに伺いたいところだが、残された時間も限られていることから、お集まり願うことにした。」といった説明がされました。

「各区はこの場が設定された趣旨を理解すべき」といった意見も

いくつかの区から質問や意見が出されました。主な

12月4・5日、議事録を含めて回答が確定した区

千代田区(4日)、中央区(4日)、新宿区(4日)、荒川区(4日)、品川区(5日)、目黒区(5日)、渋谷区(4日)、中野区(4日)、練馬区(4日)、板橋区(4日)、足立区(5日)、葛飾区(5日)、江戸川区(4日)、江東区(5日)、墨田区(5日)、一組(4日)

12月4日、「基本的に了解するが、議事録は持ち帰り上司に確認をしたい」とした区

北区、台東区、文京区、豊島区(5日確定)

12月6日以降に回答が設定されている区

大田区(6日)、杉並区(7日)、世田谷区(11日)

日程について調整中の区

港区

質問としては、「この場は統一交渉の場ではない、という理解で良いのか」、「各区に回答をいただけるという理解で良いのか」という質問が出され、意見としては「今、質問をされた区はこの場が設定された趣旨を理解しているのか。残された時間は少ない。早急に回答を返してもらい、各区協議に入れるように判断をすべき。」といった意見も出されました。

「個別に話をしたい」と表明された区もあり、それらの区に対しては、会議室を換えて対応（話し合い）を図り、理解を求めました。

日程調整がつかず、5日に清掃会館に来ていただいた区も6区あり、4日に了解された13区と合わせて19区と一組について回答が確認され、6日以降に日程が設定されている区が3区、日程調整が行われている区が1区となりました。

確認がされた区については、早速、各区段階における年末年始作業計画の策定協議に入ることとなります。

残された課題の解決に向けて

年末年始作業に関わる協議の他にも、「19年度」作業計画策定協議も残されています。

11月22日の都労委調査で、区長会側からは「『協議・調整の場』で具体的課題を協議する」ことが表明されましたが、その後、何ら具体的な協議に入れていない状態です。

当局は23区清掃事業に対する責任を自覚し、安定的で円滑な事業執行のために、わが組合との協議を尽くすべきです。事業執行に係わる統一交渉が持たれていない現状では、23区清掃事業が混乱に陥ることは必至です。

わが組合も清掃事業の現場の第一線を担う立場から、早急に具体的課題についての協議・調整が図られるよう当局に対し働きかけを強化していきます。

18年度年末年始作業の提案に対する回答について

2006. 12. 4

第9回中央委員会

はじめに

昨年(2005年)の10月12日の第1回清掃交渉体制協議会において今年度以降のわが組合と区長会との交渉体制のあり方についての交渉を行ってきた。この交渉体制協議会では、清掃事業関係に係る事項といわゆる勤務条件に関する事項のそれぞれの交渉体制が交渉課題とされた。それぞれの課題については清掃勤務条件部会、清掃事業関係部会を設置して交渉することとした。

最終的に、勤務条件に関する事項の交渉体制は、06年2月20日の清掃交渉体制協議会第4回清掃勤務条件部会交渉で妥結した。しかし、清掃事業関係に係る事項の交渉体制については、2回の清掃事業関係部会交渉を行ったものの区長会の主張とは平行線をたどり、結局は清掃交渉体制協議会に場を替えて交渉を行った。しかし、より上層部の判断が得られるはずの交渉であるが、昨年の12月21日の第3回清掃交渉体制協議会交渉で区長会は、提案どおりやるとして一方的に交渉を打ち切った。

一方、「平成18年度作業日等について」は、「統一交渉覚書」の適用期限となる平成18年3月31日前であることから区長会の提案を受け、妥結した。その際に、「平成18年度年末年始作業日」は別途協議するとしていた。

いよいよ、その年末年始作業が目前に迫っている。都労委の心配をよそに各区は「のんき」なものである。まさに、自らが責任を持ち自らの事業として果たすべきであることを忘却したかの印象さえ受けるといわざるを得ないのが、各区の偽らざる状況である。清掃事業に従事するものとして極めて残念であるといわざるを得ない。

しかし、我々ばかりではなく、諸先輩方が清掃事業に関わってきた労苦や血と汗の沁み込んだ歴史を考えれば、今その道を途絶えさせるわけにはいかない。これを基本として、以下に今回の対応についての判断を求める。

1. 2006年3月28日の当局提案について

区長会からは、昨年度末にいわば無理矢理の提案を受けた。提案を受けるに当たって、わが組合は、06年3月24日の第62回中央執行委員会で以下を確認した。

1. 今回の区長会からの提案交渉の申し入れは、統一交渉項目である「年末年始作業日」について、『統一交渉覚書』の適用期限となる平成18年3月31日までに統一交渉の場で提案せざるを得ないと判断しているものと受け止められる。
2. 統一交渉としての提案である以上、提案そのものを拒否する理由はないが、提案に対する判断及び回答は例年通りの時期に行うこととする。平成18年度作業計画も実施されていない今日段階で、当局が提案を行うこと自体が異常であり、提案についての判断はできないといわざるを得ない。とりわけ平成18年度の作業実施計画において、可燃ごみの積載率が見直されている。平成18年度の作業実施状況を十分に勘案した上で、判断・回答することを提案交渉の場で申し入れることとする。
3. 当局が統一交渉事項として、統一交渉の場で提案を行う以上、統一的に回答を受ける交渉の場を設置することは当局の責任である。このことについても提案交渉の場で求めることとする。

3月28日の「17清掃事業関係統一交渉小委員会」では、この確認に基づき対応し、当局の提案を受けた。この組合の対応に対して当局側は、「時期を見ての回答であるならば、回答は各区及び

清掃一組の交渉の場をお願いしたい。」と主張した。

清掃事業関係統一交渉については、現在都労委で係争中であるように、当然にも「各区及び清掃一組の交渉の場で」回答することは了解していない。

2. 都労委における対応について

3月3日に都労委提訴を行い、6月30日には実効確保の措置申立を行った。7月26日には都労委から実質的な和解勧告である要望書が出された。やっと10月16日になって区長会で議題として議論され、「都労委の要望に対する対応について」を了承したことが10月17日に都労委調査で報告された。

更に、11月14日の区長会総会に対して要請を行い、区長会会長からは「現在、清掃部長会との間で、協議が進められているところでございます。協議が円滑に進められ、進展することを期待しております。」「懸案となっている諸課題につきまして、皆さんと誠意をもって真摯に協議を進め、適切に解決を図ってまいりたい」との回答を得た。11月22日の都労委調査においては区長会側指定代理人からは、「『協議・調整』の場で具体的課題を協議する」との考え方が示された。

時間的に対応が迫られている今年度の年末年始作業や来年度の作業計画策定などの課題については、「具体的な課題」としてその取扱いを含めて早急に解決しなければならない。我々が求めている事業関係統一交渉は都労委において係争中であることを基本とする対応が求められている。

3. 各区に回答するにあたっての判断について

年末年始作業について23区当局側は、提案に対する組合の回答を各区に返せと3月28日の提案当時から主張している。区長会は都労委の要望書に対する対応の中で、「課題解決に向けて、円満に協議を進めるため、両当事者は、互譲の精神をもって誠意ある協議を行うよう努める。」としているものの、23区当局側のこれまでの対応はこの対応に反するものであるといわざるを得ない。

この4月以降、わが組合は地公労法適用の労働組合として区長会や各区との交渉を行っている。この当然ともいえる理解もされていないのがいくつかの区の実態である。「時期を見ての回答であるならば、回答は各区及び清掃一組の交渉の場をお願いしたい。」との主張は、各区交渉についての交渉相手は清掃労組本部ではなく、清掃労組総支部ないしは清掃労組支部を指しているものとしか受け止められない区がいくつか存在する。極めて残念なことである。このような認識自体が、「不当労働行為」そのものである。

しかし、最早、残された時間は無い。労働組合としてはこれ以上の遅延はいたずらに清掃事業を混乱させるばかりであり、区民への迷惑や混乱を回避するべく対応することが求められていると判断する。都労委は要望書において、「清掃事業の公共性・重要性に鑑みるに、紛争の更なる長期化・深刻化によって、平成19年度以降の清掃事業の実施に支障・混乱が生ずる様な事態となれば、都民生活に甚大な影響を及ぼし、その社会的責任が問題となり得る。」との危惧を示したうえで、「当事者双方とも、正常な労使関係の確立に向けて鋭意努力し、自己の立場・主張にこだわることなく、早期に現実的な対応（例えば双方ともそれぞれの主張を前提としない協議調整の場を設ける等）をするなど十全の努力を尽くすことを要望する。」というものである。

また、区長会もすでに明らかにされているように、「互譲の精神をもって誠意ある協議を行うよう努める。」としていることから、労働組合として区長会、23区長に対してではなく、23区民に責任をもつ立場として「互譲の精神」で対応することとする。

年末年始作業に当たっては、従来は提案を受けた後に諮問機関の答申を受けていたが、今年度については従来の答申をもとにすでに申入れを各区に対して行ってきた。申入れを受けることを前提に18年度年末年始作業の提案に対しては了承することとする。

以上